## 【表紙】

 【提出書類】
 訂正発行登録書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成26年11月12日

 【会社名】
 三井造船株式会社

【英訳名】 Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.

【電話番号】 03(3544)3225

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 塩見 裕一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区築地五丁目6番4号

【電話番号】 03(3544)3225

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】平成25年3月1日【発行登録書の効力発生日】平成25年3月10日【発行登録書の有効期限】平成27年3月9日

【発行登録番号】 25 - 関東21

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 40,000百万円

【発行可能額】 35,000百万円

(35,000百万円)

(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間

は、平成26年11月12日(提出日)である。

【提出理由】 発行登録書の参照情報となる書類が、新たに提出されたこと

による。(提出内容については本文参照)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 三井造船株式会社(E02123) 訂正発行登録書

## 【訂正内容】

四半期報告書(第112期第2四半期 自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)を平成26年11月12日に金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して関東財務局長に提出した。 この四半期報告書の提出により、当該書類を平成25年3月1日に提出した発行登録書の参照書類とする。